

## 多賀城市体育協会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多賀城市体育協会(以下「体育協会」という。)が体育協会会則第8条に規定する体育協会に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)に対し交付する助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる事業)

第2条 この要綱により助成の対象となる事業は次のとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、第4号に関し多賀城市から加盟団体が直接助成を受け、又は助成を受ける予定があるときは、対象としない。

- (1) 団体運営助成事業
- (2) 大会開催助成事業
- (3) 講習会開催助成事業
- (4) 大会出場助成事業

2 前項各号の助成金の趣旨、助成金額等については、別表のとおりとする。

(助成金交付申請書)

第3条 加盟団体が前条の助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(以下「申請書」という。)に別表に定める書類を添え、体育協会に提出するものとする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、前条第1号の事業にあつては当該年度の6月末日まで、その他の事業にあつては事業実施の30日前までとする。

(助成金の決定)

第4条 体育協会は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を速やかに審査し、交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書(以下「決定通知書」という。)を当該加盟団体に通知し助成金を交付するものとする。

(事業報告)

第5条 加盟団体は、決定通知を受けた事業が完了したとき、又はやむを得ない事由により事業の中止を決定したときは、事業終了後又は中止決定後速やかに事業報告書を提出するものとする。

2 加盟団体は、前項の事業中止決定の際、事業費の一部又は全部を支出していないときは、既に交付を受けた助成金の一部又は全部を返還するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別 表

事業名	趣 旨	添付書類等		助成金の額	助成限度額 (1会計年度・1加盟団体あたり)
		申請書	報告書		
団体運営助成事業	市民スポーツの普及振興のため、加盟団体が活動を継続し、会員の増加等組織の強化につながる取り組みを支援する。	事業計画書、収支計画書	事業報告書、収支決算書	1会計年度につき20,000円	—
大会開催助成事業	スポーツ技術水準の向上を図るため、加盟団体が主催する競技会等の実施を支援する。	大会実施要項、実施計画書等	結果が分かるプログラムや要項等	1事業につき10,000円	30,000円
講習会開催助成事業	指導者及び競技運営に携わる競技審判員の養成等、加盟団体に所属している会員の資質向上に取り組む活動を支援する。	実施要項、開催通知等	参加者数や名簿、実施内容の分かる資料	1事業につき5,000円	20,000円
大会出場助成事業	全国、東北、県大会等上位の大会に多賀城市を代表して出場する選手の派遣を支援する。	大会パンフレット等概要が確認できる資料	プログラムや参加者名簿等大会結果が分かる資料	県内への派遣 5,000円 県外への派遣10,000円	20,000円